

退職金専用定期預金

2022年4月1日現在

商品名	退職金専用定期預金
本商品の主旨	大切な退職金を受給されたお客様の資産運用のお手伝いをするものです。
販売期間	2022年4月1日(金)～2023年3月31日(金) ※市場動向により期間内であっても取扱いを一時停止または終了する場合がございます。
販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・55歳以上で、退職金お受け取りから6ヶ月以内の個人の方。 ・退職金預入および当金庫に年金振込予約いただける方(既に当金庫年金予約済みの方を含みます)。 ・当金庫ライフサポート担当によるライフプラン等の無料相談を受けていただける方。 ・他金融機関にて退職金をお受け取りの方も対象となります。
ご利用について	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品へのお預け入れは、退職者ご本人名義で1回1契約に限らせていただきます。 ・満期後の商品として「退職金専用定期預金プラス」をご用意しています。
確認資料	・確認できる資料を持参いただけます。(退職金を受取った通帳、退職所得の源泉徴収票等、退職金を確認できるもの。)
預入期間	3ヶ月 ・自動継続(元金継続または元利金継続)となります。但し、自動継続後の利率は、継続日における店頭表示金利となります。
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 300万円以上2,000万円以下 ※但し、お一人様最高2,000万円または退職金受取額のいずれか低い方を上限といたします。 ・1円単位
種類	証書式であり、お預け入れ金額300万円以上1,000万円未満の場合はスーパー定期預金300(単利型)の商品基準となり、お預け入れ金額1,000万円以上2,000万円以下の場合は大口定期預金の商品基準にてお取扱いいたします。
利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 年 1.00%となります。 ・自動継続後の利率は、継続日における次の店頭表示の利率を適用します。 (預入1,000万円未満の場合は店頭表示スーパー定期300の利率) (預入1,000万円以上2,000万円以下の場合は店頭表示大口定期預金の利率) ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・お利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(但し、マル優利用の場合は除きます。) ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
付加できる特約事項	ございません。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた期限前解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに次の通り支払います。 ・お預入3ヶ月未満の場合は解約日の普通預金利率
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボード、当庫ホームページ「金利一覧」または窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」(9時～17時、電話:0120-964-522)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 富山県弁護士会、金沢弁護士会、福井弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記「ご意見・ご要望受付窓口」(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>富山県弁護士会紛争解決センター(電話:076-421-4811) 金沢弁護士会紛争解決センター(電話:076-221-0242) 福井弁護士会紛争解決センター(電話:0766-23-5255) 東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-2249)</p> <p>尚、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地区の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・定期性総合口座への担保(組み入れ)のお取扱いはできません。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の対象となります。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)